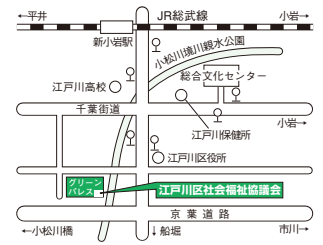


社協だより

URL <http://www.edogawa-shakyo.jp/>

第 122 号

発行/社会福祉法人
江戸川区社会福祉協議会
〒132-0031
江戸川区松島1-38-1
グリーンパレス 1階
電話(5662)5557



社協賛助会員募集!

～あなたの会費が地域福祉を支えます～

会費の納入方法

◆民生・児童委員を通じて納入

(お電話いただければお近くの方を紹介いたします)

◆社協窓口へ直接納入

◆郵便振替での納入

<郵便振替口座>
00110-6-65409

社会福祉法人
江戸川区社会福祉協議会

※振込用紙の通信欄に「社協賛助会費」と明記してください。
(お電話いただければ振込用紙を郵送いたします)



会員区分と年会費

★賛助会員 1口500円

★特別賛助会員 年額10,000円以上

※個人、法人、事業所、団体を問わず、どなたでも会員になれます。
会員には、社協賛助会員シール(門標)をお渡しします。

《問合せ・申込はこちらまで》

〒132-0031 江戸川区松島1-38-1グリーンパレス1F
社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会
電話(5662)5557 FAX(3654)2940

社会福祉協議会(社協)は、地域における住民の福祉向上のため、地域の皆様とともに、様々な福祉活動を推進する民間の自主的な組織です。
社協の福祉活動を支えている財源は、多くの方々の寄附金と会員会費、そして区からの補助金です。
「社協賛助会員」とは、会費を納めていただき、社協が推進する福祉事業を財政的に支えることで、地域福祉活動に参加していただく方々のことです。個人・法人・事業所・団体等どなたでも、ご入会いただけます。
会員募集は年間を通して行っていますが、6月～9月は会員増強期間として、それぞれの地域の民生・児童委員さんに賛助会員の勧誘をお願いし、特に力を入れております。
賛助会費は社協が地域福祉活動を推進して行く上で、大きな支えとなる財源として、障がい者の方や熟年者の方などの事業に使われております。(2面で紹介)

心身障がい児(者)親子激励日帰りバスハイクを実施しました!

江戸川区社会福祉協議会では、昭和54年から毎年心身障がい児(者)親子激励日帰りバスハイクを実施しています。このバスハイクは、心身障がい児(者)の社会参加とリフレッシュ、障がい児(者)親子の交流を目的に実施し、財源は江戸川区民の皆様をはじめ団体や企業等多くの方からお寄せいただいた会費や寄附金、歳末たすけあい運動等にお寄せいただいた募金の一部を活用しています。

今年は、5月19日(土)・20日(日)に知的障がい児(者)親子が茨城県鉾田市にある「メロンの森」でメロン狩りと「ひたち海浜公園」、5月26日(土)が肢体不自由児(者)親子でメロン狩りと大洗にある「めんたいパーク」に行き、各親子それぞれ楽しい1日を過ごしました。

今回参加した親子より、バスハイクの感想など「ありがとうメッセージ」が社会福祉協議会に多数寄せられていますので、その中の何通かをご紹介します。

毎年大変お世話になっております。お慶日の参加ができて、大変楽しかったです。今年もまた行きたいです。ありがとうございました。

メロン狩りと日比谷海浜公園に行き、楽しかったです。来年もまた行きたいです。ありがとうございました。



メロン狩りが楽しかったです。ありがとうございました。

大変お世話になりました。毎年参加させて頂いてありがとうございます。今年も、とても楽しい1日でした。区民の皆様のおかげで、親子で楽しいバスハイクさせて頂いた事に心より感謝をお伝えいたします。社会福祉協議会の皆様、関係者の皆様にも色々とご尽力いただき、本当に有難うございます。バスハイクの運動もとても楽しかったです。江戸川区は、とてもいい町です。



メロン狩りを楽しむ親子



バスからメロン畑へ移動する様子

地域の中で誰もが普通に暮らせる社会を目指して!



平成24年度 事業計画・予算 予算総額 543,506千円 (特別会計含む)

(平成24年度事業計画・予算は平成24年3月29日開催の評議員会で議決されました)

江戸川区社協のおもな事業

安心生活センター

相談電話 (3653) 6275

安心生活サポート事業

判断能力が十分でない方を対象に、ご本人と社会福祉協議会が契約を結び、日常的な預貯金の引き出しや支払いの代行、色々な手続きを行うための支援をします。

成年後見制度利用相談事業

成年後見制度とは、意思判断能力が低下した方の財産管理や身上監護を、法的に権限を与えられた代理人(成年後見人等)が行う仕組みです。成年後見人等の選任に必要な家庭裁判所への申立が円滑に行えるように支援します。

苦情解決相談事業

福祉サービスに対する苦情について、苦情解決委員が公正中立な立場で対応します。
※原則として、介護保険法によるサービスは介護保険課、障害者自立支援法によるサービスは障害者福祉課が、対応します。

心身障がい児(者)親子激励バスハイク

毎年、知的障がい児(者)親子と肢体不自由児(者)親子を対象に日帰りバスハイクを実施しています。

※今年度は5月19日・20日・26日に実施しました。(1面参照)

ハンディキャブの貸出

車椅子を使用する方が、通院や社会参加等の移動手段として車椅子ごと乗車できる軽自動車のハンディキャブを貸出ししています。

車椅子の貸出

江戸川区在住の方で車椅子が一時的に必要なとき無料で貸出を行っています。退院後の療養や通院の往復、散歩や買い物、骨折やけがでの一時的な利用や、田舎から高齢の親が出てくる時なども利用可能です。

※貸出期間は1日~30日程度。

生活福祉資金貸付

所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金を貸し付ける制度です。利用目的別に資金種類があり、条件・基準が定められています。電話予約の上、窓口へお越し下さい。

生活福祉資金担当 ☎(5662)5557

受験生チャレンジ支援貸付(塾代、受験料)

一定所得以下の世帯の子どもを支援するため、学習塾などの費用や受験料を無利子で貸付しています。利用できる方の要件があります。

償還免除要件あり。連帯保証人必要。

貸付限度額 学習塾：中3 200,000円 高3等 200,000円
受験料：中3 27,400円 高3等 105,000円

詳しくは電話予約の上、窓口へお越し下さい。

受験生チャレンジ担当 ☎(5662)7638 平日9~17時

ひとり暮らし熟年者実態調査及び激励品の贈呈

地域の民生・児童委員さんと連携を図り、区内で70歳以上のひとり暮らしをしている熟年者の調査を実施し、地域全体で見守りを行い、孤立化を防ぎます。

また、激励品(うす塩梅干)をお贈りし、ひとり暮らしの労いと激励を行っています。

愛の杖贈呈

60歳以上の区民の方で足腰が弱った方に社協に寄せられた寄附金を財源に歩行補助用の杖を差し上げています。

杖は区内16ヶ所で受取ることができます。

- 江戸川区社会福祉協議会
- くつろぎの家
- 区内8か所の健康サポートセンター
- 5か所の熟年相談室(地域包括支援センター)
泰山・江戸川区医師会・小岩ホーム
ウエル江戸川・第二ウエル江戸川
- 葛西さわやか相談室



その他の事業

地域福祉活動団体への助成・歳末たすけあい運動
区からの委託事業(くつろぎの家・くすのきカルチャーセンター)